

部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

2016年12月「部落差別解消推進法」が制定され2年半が経過しようとしている。部落差別が社会悪としていまだ存在していると法律に明記された事実を重く受け止め、その具体的な解決に向けて、真摯に取り組まなければならない。2月には福岡県で、3月には奈良県で「推進法」を踏まえた条例が可決された。条例制定に向けた議論がなされることが、まずもって自治体もしくは地域社会が「差別解消」に向けての姿勢を示すことであり、京都府・京都市においてもそうした議論が一日も早く開始されるべきである。

実体経済が上向かないまま、世界的にも景気が停滞する中、蔓延する貧困や拡大する格差に対して、人々は不満や不安を募らせている。マイノリティに対するヘイトスピーチや、インターネット上の排外主義的な書き込みなど、悪質な差別扇動が公然化している現状を打破し、人権3法の連携をはかっていこう。さらに性的少数者（LGBTQ）やアイヌ民族が抱えている課題等も共有しながら、すべての人が人としての尊厳が保たれ、侵害されない社会を実現するために、包括的な人権の法制度、とくに国内人権委員会の設置を求めよう。

狭山の闘いは、事件発生から56年が過ぎ、第3次再審を請求してから12年以上が経過している。石川さんも今年で80歳となった。事件後「発見」された万年筆が、被害者のものではないとした下山鑑定や、「脅迫状」は石川一雄さんが書いたものではないことを科学的に証明した福江鑑定など、石川さんの無実をあきらかにしている新証拠について、広く世論に周知し、裁判所の事実調べ・再審実現と石川さんの無罪を今年こそ勝ち取ろう。

鳥取ループ・示現舎による「全国部落調査」復刻版の出版禁止およびインターネット上の削除を求めた裁判は4年目を迎えた。この間、鳥取ループは「同和地区を公表することが問題解決になる」などと開き直っているが、部落差別が現存する中で、部落の所在地一覧を公開することは差別を先導する許しがたい行為であり、部落解放運動への挑戦である。裁判闘争に勝利し、「部落探訪」と称するネット上のサイトに関する削除要請の取り組みを強化しなければならない。

閉塞感の漂う現状にある今こそ、人間解放としての部落解放運動が必要とされている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して戦うことを確認し、ここに決議する。

2019年5月30日

2019年部落解放同盟京都市協議会定期総会